

衛生環境研究所だより

第25号
令和8年3月

アレルギーを含む食品の検査「くるみ」を開始(P1・2)

感染症情報(週報)について(P3) 機器紹介 マイクロ波試料前処理装置(P4)

新潟市衛生環境研究所

アレルギーを含む食品の検査「くるみ」を開始



食品中のアレルギー検査について

食物アレルギーとは、特定の食品に含まれる成分(アレルギー)によって、じんましんや呼吸困難など体に不利益な症状がおこることをいいます。発症に至るまでの喫食量には、個人差があります。国では食物アレルギーによる健康被害の発生を防ぐため、アレルギー症状を引き起こしやすい成分を含む食品を「特定原材料」として指定し、加工食品に含まれている場合は、表示を義務付けています。(下表)

令和8年2月現在 特定原材料8品目(表示義務)							
乳	卵	小麦	そば	落花生	えび	かに	くるみ

また「特定原材料に準ずるもの」として、20品目(アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)が定められており、食品への表示を推奨しています。

当研究所では消費者庁の通知法に基づき、特定原材料のアレルギー検査に対応してきましたが、令和7年度より特定原材料に「くるみ」が追加されたことを受け、くるみについても検査を開始しました。

このアレルギー検査により、

- ・原材料表示どおりに食品が製造されているか
 - ・製造過程で意図しない混入がないか
- こうした確認をすることができます。



検査方法：ELISA(エライザ)法

検査には、ELISA法(酵素免疫測定法)という方法を用います。ELISA法は特定のアレルギー、すなわち、くるみであれば「くるみ由来のたんぱく質」に反応する抗体を使用した検出方法(抗原・抗体反応)により定量的に検出する方法です。そして抗原・抗体反応による発色の濃淡を専用機器で測定し、食品に含まれるアレルギーの濃度を算出します。



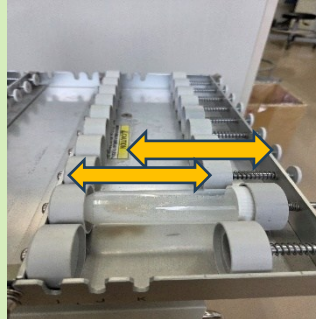
検査の流れ

1. 食品からアレルゲンをとりだす

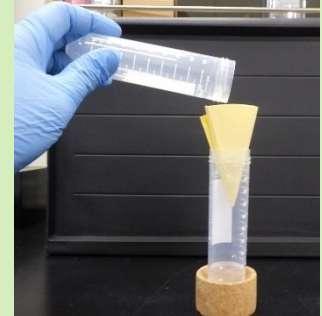
食品を細かく砕いて均質にし、専用の抽出液で振とうした後、ろ過してアレルゲンをとりだします。



均質化



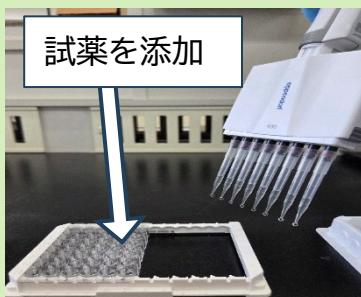
振とう
(液体を左右に振り混ぜます)



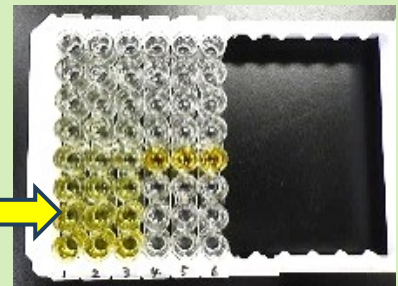
ろ過

2. ELISA 法で検査

抽出液を専用のプレートに移し、試薬を加えると、プレート表面に吸着している抗体とアレルゲンが特異的に反応し、黄色に発色します。



黄色に発色



3. 専用の機器(マイクロプレートリーダー)で測定

専用の機器で色(黄色)の濃さを数値として読み取ります。黄色は波長 450nm(ナノメートル)に吸収を持つ色です。この機器は 450nm の光をプレートに照射します。黄色が強くと発色されていれば、光の吸収が強くなります。この光の吸収の強さ(吸光度)を数値として読み取ります。



食物アレルギーは、命に関わる重大な健康リスクとなることがあります。そのため、食品に含まれるアレルゲンを正確に調べることは重要です。この検査を行うことで、表示どおりにアレルゲンが管理されているかを確認でき、アレルギーを持つ方が安心して食品を選ぶことにつながります。



感染症情報（週報）を活用して感染対策を行いましょ

感染症の発生及びまん延の防止を目的として、保健所を通じて収集された患者発生状況などの情報を分析し、「感染症情報(週報)」としてホームページ上で公開しています。

ここでは「感染症情報(週報)」で使われている用語について説明します。

令和8年3月5日作成

新潟市感染症情報(週報)

2026年 2月23日 ~ 2026年3月1日 (2026年 第9週)

● **今週のトピックス**

・麻疹の報告が1件ありました。新潟市保健所が麻疹(はしか)患者発生に伴う注意喚起をしています。
・インフルエンザの定点当たりの報告数は23.61です。前週の30.89に比べ減少しました。

● **定点把握疾患の報告数(人)**

疾患名	警報 注意報	新潟市		新潟県		警報基準値 (定点当たり)
		報告数	定点当たり (前週)	報告数	定点当たり	
インフルエンザ	警報	425	23.61	30.89	1,577	28.67
新型コロナウイルス感染症		47	2.61	3.33	160	2.91
RSウイルス感染症		2	0.20	0.40	12	0.40
咽頭結膜熱		2	0.20	0.20	6	0.20
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		49	4.90	5.30	117	3.90
感染性胃腸炎		50	5.00	4.50	129	4.30
水痘		5	0.50	0.00	10	0.33
手足口病		0	0.00	0.00	0	0.00
伝染性紅斑		0	0.00	0.20	14	0.47
突発性発疹		0	0.00	0.30	2	0.07
ヘルパンギーナ		0	0.00	0.00	0	0.00
流行性耳下腺炎		0	0.00	0.00	2	0.07
急性出血性結膜炎		0	0.00	0.00	0	0.00
流行性角結膜炎		0	0.00	0.00	0	0.00
細菌性髄膜炎 (真菌性を含む)		0	0.00	0.00	0	0.00
無菌性髄膜炎		0	0.00	0.00	0	0.00
マイコプラズマ肺炎		0	0.00	0.00	5	0.38
クラミジア肺炎 (オウム病を除く)		0	0.00	0.00	0	0.00
感染性胃腸炎 (ロタウイルス)		0	0.00	0.00	0	0.00
急性呼吸器感染症		1,358	75.44	97.22	3,948	75.92

● **全数把握疾患の報告数(人)**

類型	疾患名	報告数
1類感染症	届出なし	-
2類感染症	結核	1
3類感染症	届出なし	-
4類感染症	届出なし	-
5類感染症	水痘(入院例)	1
	梅毒	4
	百日咳	2
	麻疹	1

※本週報は速報のため、今後の調査などの結果に応じて若干内容が変更される場合があります。

新潟市衛生環境研究所
〒950-2023
新潟市西区小新2151番地1
電話 025-231-1231
メール eisei.rc@city.niigata.lg.jp

今週のトピックス

警報や注意報の発令、とくに気を付けていた
だきたい感染症の情報など、今週の問題を掲載
しています。

定点把握疾患

流行状況の把握が重要な感染症については、
あらかじめ指定された定点医療機関に協力いた
だいて、診断された患者数が報告されます。

警報・注意報

流行の早期把握が必要な疾病について、迅速
に注意喚起を行うことを目的に、警報や注意報
が発令されます。

注意報開始基準値、警報開始および警報終息
基準値は、それぞれの疾患ごとに決められてい
ます。

報告数・定点当たり

報告数は定点医療機関からの全報告数、定点
当たりはそれを定点医療機関数で割った1医療
機関当たりの報告数です。

定点当たりは過去のデータや他の地域と流行
状況を比較する場合などに使います。

全数把握疾患

発生の把握が重要な感染症については、新潟
市内すべての医療機関から、診断された患者情
報が報告されます。

右の二次元コードから「新潟市感染症情報」(新潟市 HP 内)にアクセスできます。

[https://www.city.niigata.lg.jp/iryuo/kenko/yobou_kansen/400kansen/0403shuho_1.html]



機器紹介 マイクロ波試料前処理装置

ご家庭で手軽に加熱調理ができる家電といえば、電子レンジを思い浮かべる方も多いのではないでしょうか。当所では、この電子レンジと同じマイクロ波による加熱の仕組みを利用した「マイクロ波試料前処理装置」を使用しています。

マイクロ波試料前処理装置は、前号(第24号)で紹介した金属元素を測定する装置〔誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS)〕の前処理装置として使用しています。ICP-MSでは、試料が水溶液であることが求められるため、本装置により試料を水溶液化します。具体的には、分解容器に試料と硝酸などの酸を入れてマイクロ波を照射すると、容器内の温度と圧力が上昇し、酸分解が促進されます。その結果、約30分で水溶液化が可能となります。従来は数時間から数日を要していた前処理(酸分解)時間を大幅に短縮できます。分解容器は耐熱・耐圧性に優れた樹脂素材で構成されており、金属による汚染のリスクを低減しています。また、密閉構造であるため、ヒ素やホウ素のような揮発性の高い元素を分析する際の前処理にも適しています。

当所では、主に食品や清掃センター等の焼却施設から排出される飛灰処理物などの固体試料の酸分解に利用しています。



マイクロ波試料前処理装置

～前処理の方法～



編集・発行 新潟市衛生環境研究所

〒950-2023 新潟市西区小新 2151 番地 1 TEL:025-231-1231 FAX:025-230-5818

E-mail:eisei.rc@city.niigata.lg.jp